21 法別表第三の六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
22 ～59 ［略］
60 法別表第三の二十二の二の項の総務省令で定める事務は、国土調査法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
61 ～69 ［略］
（法別表第四の総務省令で定める事務）
第四条　［略］
［2～15　略］
16 法別表第四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　水道法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　水道法第二十五条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
17 法別表第四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　略］
18 法別表第四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］
19 法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十五　略］
20 法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
21 法別表第四の四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］
22 法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］

20 法別表第三の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
21 ～58 ［同上］
［新設］
59 ～67 ［同上］
（法別表第四の総務省令で定める事務）
第四条　［同上］
［2～15　同上］
［新設］
16 法別表第四の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　同上］
17 法別表第四の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］
18 法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十五　同上］
19 法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
20 法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］
21 法別表第四の四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］

23 法別表第四の四の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
24 法別表第四の四の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
25 法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～九　略］
26 法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
27 法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
28 法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］
29 法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］
30 法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
31 法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］
32 法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
33 法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
34 法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］
35 法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］

22 法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
23 法別表第四の四の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
24 法別表第四の四の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～九　同上］
25 法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］
26 法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
27 法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］
28 法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］
29 法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］
30 法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］
31 法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
32 法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
33 法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］
34 法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］